

自治基本条例検証結果報告書
(提言) への対応について

令和6年3月

下野市

平成26年4月施行の本市自治基本条例は、本市における自治の基本理念と、その実現のための市民、議会及び市の役割及び責務と基本ルールを定めています。

条例の第38条では、条例の実効性を確保するために5年を超えない期間ごとに条例の内容について市民参画のもとで検証する旨を規定しています。

令和5年度は前回の検証を行った平成30年度から5年目にあたり、改めて条例を検証するために市民や事業者などが参加する下野市自治基本条例検討委員会を設置し、条例の施行後2度目の検証に取り組みました。

検討委員会では委員が様々な立場から意見を交換し、本市のまちづくりについて協議が重ねられ、令和6年1月10日に「下野市自治基本条例検証結果報告書～取組推進のための提言～」を提出していただきました。

検証結果報告書の提言につきましては、別紙の通り回答いたします。

引き続き、自治基本条例の理念実現に向けて邁進してまいりますので、皆様のより一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月29日

下野市長 坂村哲也

自治基本条例検証結果報告書(提言)への対応について

条例推進のための提言(報告書より抜粋)

① 第6条(情報提供)関係

市民の利便性を向上させ、また、デジタル技術やA I等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げるため、本市行政においても「デジタル・トランスフォーメーション(D X)の実現」を進めているところかと思えます。

積極的なデジタル技術の活用による市民への情報提供、手続きのデジタル化等による市民の利便性向上を引き続きお願いする一方、デジタル化により情報から取り残されてしまう市民の存在を念頭に置き、誰も取り残さない情報提供を続けることを求めます。

市の考え方
本市行政においては、デジタル社会に対応するため、ホームページによる情報提供や行政手続きのオンライン化を進めております。 これらのサービスを利用するためにはデジタル機器が必要であったり、それらを扱う技能や知識が必要になりますが、すべての方が準備できるとは限らないため、広報紙による情報提供や従来の窓口手続きを今後も継続しながら、デジタルデバインド(情報格差)解消のためデジタル活用に関する相談会や学習会等による支援を進めてまいります。

② 第9条(参画)・第13条(市民の責務)関係

下野市の自治の理念である「市民が主役のまちづくり」を実現するためには、市政の場に市民が積極的に参画していくことが必要です。しかし、実際には市の審議会等における公募委員の応募や、計画策定時のパブリック・コメントの提出は多いとは言えないのが現状です。

参画の機会があるにもかかわらずそれを利用しないのは市民側の課題とも言えますが、市においても、市民が市政参画に興味を持つことができるような機会を現状の把握を行ったうえで積極的に設けることを求めます。ワークショップ等の開催、事業周知のリーフレット作成等にあたっては、特に若い世代の参画を促すような内容とすることが必要と考えます。

市の考え方

若年層をはじめとする多様な世代の市政参画は、自治基本条例の理念に掲げる市民が主役のまちづくりにおいても非常に重要なことです。

令和6年度には総合計画の策定にあたり市民を対象とした意識調査を行い、まちづくりへの参加意欲や本市施策の満足度等について世代別などに分けて意見を分析します。

分析結果により現状を把握した上で、本市のまちづくりに関するワークショップや説明会を開催する際に、その対象者に応じたテーマやPR方法を選択するなど、より効果的に市民の関心を得て参画を促せるよう取り組んでいきます。

③ 第14条（コミュニティ組織の責務及び支援）関係

本市には市民活動団体など多くのコミュニティ組織があり、構成団体間の相互交流や連携を図りながら豊かで快適な地域づくりに取り組んでいます。しかしながら、少子高齢化や人口減少、自治会の加入率低下や個人主義の浸透など社会の変化に伴い、コミュニティ組織に関わる人々の減少や関係の希薄化が進み、従来のコミュニティ組織のあり方では存続の危機を迎える可能性があります。

これらの課題に対応するために、学校の統廃合などをきっかけにして地域や世代、団体の分野を超えて繋がり地域活力の低下を防ぐべく取り組んでいるケースも見られません。

これからも超高齢化等の影響を受け更に変化していくであろう社会において、地縁団体である自治会のみならず育成会や老人クラブ、事業者、市民活動団体など地域で活動する多様な主体がまちづくりの課題解決を目的として連携して取り組むという、新たな形の地域の支え合いが求められます。

市の考え方

コミュニティ組織同士が新たに繋がるためには、共通の拠点となる場所があるということが重要だと考えます。

拠点では、コミュニティ組織同士が共有できる情報の収集と発信や様々な主体が交流できることが不可欠です。

コミュニティセンターや公民館のほか、市民活動センターなど、それらの機能を有する各施設を通して既存の枠を超えた連携を支援できるよう取り組みます。

④ 第34条（人材及び組織の育成）関係

人口減少等の影響による地域活力の低下という課題の解決において、地域の市民力の

向上が不可欠と考えられますが、その実現にあたっては市民の自主的な公益活動を支援するために設置された市民活動センターが重要な役割を担っています。

まちづくりに関する学習機会の提供や多様な主体の交流をコーディネートするなど、新しい地域連携を創出するうえでも市民活動センターがその機能を活かし、地域課題を見つけ出し、地域の人々がそれらを解決していくことを持続的に支援する拠点として、市民に一層活用されるよう人材育成や交流事業の展開が望まれます。

市の考え方
<p>市民活動センターは、市民が主体となっていく社会貢献活動である市民活動を支援するための施設です。</p> <p>市民活動を行っている団体等の活性化のため、センターまつりや利用者交流会などの団体間の連携を図る交流事業を展開する他、会議室、研修室や備品の貸出により、活動を支援しています。</p> <p>併せて、これから市民活動を行う人材を育成するために、ボランティアや市民活動に関する様々な分野の講座を今後も実施していきます。</p> <p>今後は、指定管理者制度の導入により施設の管理運営に民間活力を活用しながら、新たな交流やまちづくりに関わる人材を創出する市民活動の拠点としての機能をより一層向上させるよう取り組んでいきます。</p>